

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>(適用の特例) 第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当中間会計期間の直前の事業年度又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(有価証券に関する注記) 第五条の四 財務諸表等規則第八条の七第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第四項中「</p>	<p>(適用の特例) 第一条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当中間会計期間の直前の事業年度又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(有価証券に関する注記) 第五条の四 財務諸表等規則第八条の七第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）、第三項、第四項及び第六項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と</p>

財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第七十五条 指定国際会計基準に準拠して作成した中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

三 (略)

、同条第三項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と、「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「当中間会計期間」と、同条第四項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、同条第六項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第七十五条 指定国際会計基準によつて作成した中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成している旨

(新設)

二 (略)